

令和4年 12月の2号

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
令和4年12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する関心と認識を深めるため、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

警察ではこれまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉妹2人が日本国内から拉致された事案1件（被害者2名）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案として判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮作業員等11人について国際手配を行っています。

この他にも、警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方、全国871名について、関係機関と緊密な連携を図りつつ徹底した捜査・調査を行っています。

御家族から同意いただいた方については、皆様から広く情報提供を求めするため、事案の概要等を県警のウェブサイトにも掲載しています。

北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮
人権侵害問題
啓発週間
12月10日～16日

絶対に諦めない



拉致被害者の1日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

啓発週間ホームページ <https://www.zakho.go.jp/>

啓発週間ホームページ <http://www.mog.go.jp/shikoku/>

※啓発週間は、12月10日（土）14時～16時

※お問い合わせ先：03-3581-8898



平良交番だより

宮古島警察署
72-0110



相談窓口の案内

#9110

事件・事故に素早く対応できるよう、緊急ではない相談は「#9110」の利用をお願いします。

飲みすぎない!!

だってやくそくしたもんね!!
～美ぎ酒飲み運動推進中～



年末年始は、飲酒絡みの「ケンカ口論」、「路上寝こみ」、「飲酒運転通報」など、飲酒に絡む110番通報が増えています。

これらの通報に共通しているのは、当事者の多くが「過度の飲酒状態」にあるということです。いわゆる「飲み過ぎ」は、健康被害はもちろんのこと、正常な判断力が損なわれることで、ケンカや「飲酒運転」の当事者となったり、路上寝している間に盗難の被害に遭ったり、交通事故に巻き込まれたりと事件事故に遭う確率が高くなります。

飲酒は、意識がしっかりしている「ほろ酔い」程度にとどめることにして、適正飲酒を心がけましょう。宮古島市・多良間村では地域一体となって「美ぎ酒飲み(カギサキヌミ)運動」を推進しておりますので、御協力下さい。